

第4章

プランの推進に向けて

1 プランの進行管理

プランの効果的な推進を図るため、実施される施策や事業に対しては、客観的な評価を行うものとし、可能な限り数値指標を設置し、男女共同参画社会の達成状況を評価していきます。また、評価結果については、「羽曳野市男女共同参画推進審議会」に必要に応じて報告を行い、幅広い意見を受けながらプランの進行管理に努めます。

なお、評価結果については、市のウェブサイト等で公表します。

2 庁内推進体制の充実

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっており、より効果的に施策を推進するため、市関係部署における連携の強化が重要です。

「羽曳野市男女共同参画推進本部」において、問題点や改善すべき点、取り組みの成果等を全庁的に共有し、庁内推進体制の充実を図ります。

3 市、市民、事業者、教育関係者との連携の推進

男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野において能力を十分発揮でき、市民だれもが安全で安心して生き生きと豊かに暮らしていく男女共同参画社会の実現のため、「羽曳野市男女共同参画推進条例」に基づき、市、市民、事業者、教育関係者がそれぞれの役割を担うとともに、連携、協働を図ることで男女共同参画施策を推進します。

4 国、大阪府、関係機関との連携及び協力

プランの効果的な推進を図るため、国や大阪府、関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策を推進します。

また、国や大阪府、関係機関に対して、必要な支援施策の新設、拡充を求めています。

5 意見等への対応

男女共同参画施策その他の市の実施する施策のうち、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められるものについての市民の意見等の申し出については、羽曳野市男女共同参画推進条例第 15 条第 2 項に基づき、担当部署で調査等を行い、必要に応じて「羽曳野市男女共同参画推進審議会」に意見を聴くなど、男女共同参画社会の実現に資するよう、適切に対応し処理します。